

## 「埼玉県青少年健全育成・支援プラン（案）」に対する県民コメントの結果について

1 意見の提出者数及び意見件数 34件（6名、8団体）

2 御意見及び反映状況

区分		件数
A	意見を反映し、案を修正したもの	4
B	既に案で対応済のもの	16
C	案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	10
D	意見を反映できなかったもの	4
E	その他	0

No.	分野	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
1	第1章 基本的な考え方 1 策定の趣旨	1	現行プラン（平成30年度～令和4年度）の5年間の取り組みの評価（成果、反省など）が書かれていない。このことに全く触れてないのはなぜか。記述すべきである。	現行プランにつきましては、現在計画期間中であるため、最終的な評価は計画終了後の令和5年度に実施する予定です。 次期プラン案の作成に当たっては、現行プランの取組状況も踏まえ、検討を行っております。 なお、現行プランの進捗につきましては、青少年課ホームページにて公表しております。	B
2	第2章 子供・若者を取り巻く環境と課題	4～35	第2章の「子供・若者を取り巻く環境と課題」は、現行プラン（平成30年度～令和4年度）の5年間で得た成果や反省点を反映したデータになっていない。5年間で何が改善され、何が課題として残ったのかの視点でデータを提示すべきである。一般的な関連データの羅列に終始しているのは、過去5年間の取り組みが良し悪しが判断できない。「課題」は過去5年間の実績を踏まえた文言にすべきだと思う。	御意見を踏まえ、「孤独・孤立の状況は多岐にわたり、その感じ方・捉え方も多様であること」を追記し、修正しました。	B
3	第2章 子供・若者を取り巻く環境と課題 1 社会の状況 (5) 孤独・孤立の顕在化	8	ひきこもり対策が主に家族からの要請によってなされてきたという経緯もあってのことだと理解しているが、孤独・孤立の問題が物理的に外出するかどうかという点にだけフォーカスされており、国も含めて十分に調査されておらず、問題意識も不十分である。たとえ通学・就業していたとしても、学校や職場で人間関係を構築することができておらず、孤立度が高い層はひきこもりの推計数よりもずっと多いはずで、この層に対する支援も必要だと考える。 社会そのものの脆弱化が背景にあるとすると本プランの範囲を超える部分もあり、また調査自体が不足している以上具体的なプランの策定は困難かもしれないが、すくなくとも未解決の重要な課題であるという問題意識が必要ではないか。	御意見を踏まえ、「孤独・孤立の状況は多岐にわたり、その感じ方・捉え方も多様であること」を追記し、修正しました。	A
4	第2章 子供・若者を取り巻く環境と課題 2 子供・若者の意識と取り巻く環境 (4) 自己肯定感について	18	自己肯定感の高さは自然体験や社会体験が豊富であることと相関関係があることはもちろんだとは思いますが、それよりもまず、乳幼児期に安心できる大人と安心できる環境の中で、自分の気持ちを表現できること、自分のやってみたいことをやってみる（遊び）ことが保障されることが何より大切だと思う。 こども園・保育園・幼稚園など専門の場所と専門家だけでは、現実問題として時間的制約、環境的制約（狭い）、人員配置の制約など到底カバーしきれない。 専門的な部分の質の向上は目指すべきだと思うが、地域全体で子どもの成長と遊びを見守るという意識を広めていくことも重要であると思う。 地域の子どもの遊ぶ場所として、誰でも利用できる公園がもっと子ども達が遊びやすいように、遊びを制限するような禁止事項の看板は最小限にし、「子は宝、次代を担う子ども達を温かく見守ろう」という看板を設置するなど、公園スタジアム課もこのプランに是非参加していただきたい。また市町村の公園にも呼びかけていただきたい。	自由な遊びから得られる経験は、子供たちの成長に重要なものであると考えております。「基本目標Ⅲ 施策の方向性 1 子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備」を進める中で、参考とさせていただきます。	C
5	第3章 基本理念と基本目標 第5章 施策の展開 基本目標Ⅲ 施策の方向性 2	36 61	急激に個人の通信機器が発達した時代に育った今の親たちの楽く家庭は従来の家庭とは違ってきている。学校や地域もかつての様に機能していない。 この計画では、このような考察は十分なされているが、第3章で、実際の事業の規模や人員配置についての目標につながらないように感じる。 もうかつての家庭・学校・地域は取り戻せないだろうから、新たに専門職を作り、中心になって組織を作る必要がある。国の計画を待たず、埼玉県独自の事業を早く展開できるよう、人材の確保を目指す計画も入れて欲しい。	多様化・複雑化する課題に対応するには、より専門性が必要となるとともに、実効性のある組織・制度が重要であると考えます。 「基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備」を進める中で、参考とさせていただきます。	C

No.	分野	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
6	第3章 基本理念と基本目標 1 基本理念	36	「基本理念」は極めて大事な部分なので、現行プランと変更があったのなら明示すべきである。本プランの記述は全編に渡って、現行プランからの継続事項と新規事項とが区分けして記述していないため、5年間の取り組みと評価を踏まえて新プランで新たに取る施策が何か、継続するものが何か、どんな改善を加えたのかなどが見えない。 新プランへのコメントを募るのであれば、この辺に配慮し、県民に理解しやすい表記をしていただきたい。	当該プランは、青少年の健全育成に向けた施策を体系的に示すものです。プランに記載した施策は、継続のものであっても現状の課題へ対応するものであり、継続・新規を問わず、これらの施策を通して、課題の改善に取り組んでまいります。	D
7	第3章 基本理念と基本目標 2 基本目標 (1) 基本目標Ⅰ 指標No.1	36	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成が指標としてあげられているが、規律ある態度を強要する社会が生きづらさを生み出す原因になっているのではないかと。自己肯定感を指標にしたほうがよいのでは。	「規律ある態度」は毎日の学校生活や家庭生活において必要な基本的な生活習慣や学習習慣の中から、必ず身に付けさせたい基礎的・基本的な事柄を選び出し、具体的な行動目標として設定したものです。 子供が社会の一員として守らなければならないいきまみや行動の仕方を身に付け、時と場に応じて自ら行動し、責任のある態度がとれるようにすることを目指して、「規律ある態度」の達成目標を掲げ、県内の小・中学校で取り組んでいます。	D
8	第3章 基本理念と基本目標 2 基本目標 (1) 基本目標Ⅰ 指標No.1	36	基本目標Ⅰの指標として、「児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況」令和9年度小学校100.0% 中学校100.0%とある。「規律ある態度」が何を指しているのか把握していないが、人の「態度」について、このようなことが可能なか。どのような手立てを想定しているのか。スパルタ教育を志向しているとは思わないが、教育現場のブラック化を更に進めることのないようお願いする。	「規律ある態度」は毎日の学校生活や家庭生活において必要な基本的な生活習慣や学習習慣の中から、必ず身に付けさせたい基礎的・基本的な事柄を選び出し、具体的な行動目標として設定したものです。 この「規律ある態度」（各学年12項目）のうち、小学校2年生～中学校3年生の8割以上が身に付けている項目の割合を指標として設定しました。達成への手立てとして、教職員への啓発に加え、保護者にも御理解をいただくような情報発信を進めています。	B
9	第3章 基本理念と基本目標 2 基本目標 (3) 基本目標Ⅲ	37	特に中学生・高校生の居場所づくりの必要性を感じる。特記すべきでは。	子供・若者の居場所づくり、特に中学生・高校生の居場所については他自治体の事例について情報収集し研究してまいります。	C
10	第5章 施策の展開 基本目標Ⅰ 施策の方向性1 (1) 生き抜く力の育成支援	40	お金の使い方、減り方、増え方等を学ぶ機会を提供してほしい。 青少年の不安の一つが、日本で長年続く経済の停滞、実質賃金の横ばい、物価高といった社会経済の不安定な状況が生まれた時から続いていることであるとする。 青少年のライフステージにおいて、住居の賃貸や自家用車の購入、各種公共料金の名義変更といった支払いの方法や契約内容のこと、給与明細から支払う各種税金等の内訳、貯金の仕方、財産管理の方法等といった生活に身近なお金に関する疑問、課題がいくつも出てくる。 こうしたお金の使い方に関する知識は、これまで各家庭が担ったり、個人で学んできたが、青少年らが家庭外で学び、触れる機会が増えていくと、経済的な自立の目処の一つの指標となり、青少年の不安の緩和になるのではないかと考える。	ライフステージの変化に伴う多様な課題に備えたお金の使い方を身に付けることは、青少年のこれからの人生を生き抜くために必要な知識であり、そうした知識を学べるような消費者教育を推進してまいります。	B
11	第5章 施策の展開 基本目標Ⅰ 施策の方向性1 (1) 生き抜く力の育成支援 ①日常生活能力の習得	40	自己肯定感を育む「体験」は「指導的な態度」の大人によるプログラムが組まれたものではなく、自由な遊びの時間・空間・仲間を増やすための施策が必要ではないか。	自由な遊びから得られる経験は、子供たちの成長に重要なものであると考えております。 御意見の趣旨を参考に、様々な体験活動等を促進してまいります。	C

No.	分野	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
12			第2章のデータと分析が第5章のどの施策の根拠になったのかわからない。データと施策の関連について言及しておく必要があると思う。	データは、社会や子供・若者を取り巻く状況として整理したもので、複数のデータが複数の施策に関係します。このため、データと施策を対の関係として明示していませんが、施策の実施段階において、データとの関連に留意して取り組んでまいります。	C
13			新プランに書かれたことが全て新規事業だとしたら、関係者の勤務状況がブラック企業化することが懸念される。通常業務、継続業務、新規業務等と表記あると、新プラン達成への期待がもてるようになると思う。	当該プランは、青少年の健全育成に向けた施策を体系的に示すものです。プランに記載した施策は、継続のものであっても現状の課題へ対応するものであり、継続・新規を問わず、これらの施策を通して、課題の改善に取り組んでまいります。	D
14	第5章 施策の展開	40～	施策を推進するには、人、物、金、情報などの裏付けが不可欠だが、ここには予算、人員、資源をどれだけ充てられるのか、現行プランの反省に基づく新プランの施策の胆は何かなど、ほとんど明らかになっていない。画餅に帰してしまわないよう、人、物、金、情報などの裏付けが必要である。	事業実施に当たって、予算等の確保・充実に努めてまいります。	B
15			第5章において、文末が「図ります。」「推進します。」「行います。」「実施します。」「取り組めます。」「育成します。」「支援します。」「などの文言でまとめられている項目がほとんどだが、例えば、「図ります。」「と「取り組めます。」「には取り組む内容の5W1Hにどんな違いがあるのか。施策に取り組まれる関係者には、その言葉の意図する違いを共通認識として共有していただきたい。	プラン案の表現については、文言の意味の違いを理解した上で、文脈の中で適当なものとなるよう留意して作成しております。御意見を踏まえて、今後の施策を進めてまいります。	B
16			現状の課題に対する改善の施策は新たな施策のみだと思ふので、新たに取り組むものをわかりやすく表示したほうがよい。	当該プランは、青少年の健全育成に向けた施策を体系的に示すものです。プランに記載した施策は、継続のものであっても現状の課題へ対応するものであり、継続・新規を問わず、これらの施策を通して、課題の改善に取り組んでまいります。	D
17	第5章 施策の展開 基本目標Ⅰ 施策の方向性1 (2) 子供・若者の健康の確保	41	不登校の児童、生徒らが社会教育、性教育に触れる機会を提供してほしい。 学校では様々な講師を招いた講演を拝聴する機会やジェンダー、人権などといった社会教育について啓発する資料が配布されている。しかしながら、不登校の青少年らはそうした機会に触れる機会が少なく、社会教育について学ぶ環境が乏しい。 また近年、児童買春、児童ポルノ禁止法による摘発数が増加しており、こうした事例に巻き込まれた青少年らは、その後も様々な要因によって自尊感情が低いまま生活をし、思い悩み、自身を追い詰めてしまうケースも多いと考えられる。 こうした社会教育、性教育は当事者である青少年が自発的に学ぶ可能性は低いと考え、不登校の子らが利用するフリースクール、子どもの居場所とされる場所や県内の男女共同参画支援センター等を会場にして、専門家や地域で社会問題に取り組む法人職員等が講師となり、グループトークのような方法で社会教育、性教育に触れる機会を提供してほしい。	不登校児童生徒が社会教育・性教育を受ける機会の確保は重要なことであると考えております。 不登校児童生徒をはじめ、学校生活になじめない子供に対しても、教育の機会の確保を推進してまいります。	C
18	第5章 施策の展開 基本目標Ⅰ 施策の方向性2 (2) 社会形成への参画支援	46	「社会形成への参画支援」において、「選挙や政治への関心を高める主権者教育や啓発活動に取り組めます。」と述べていることには同感である。 若者の投票率を上げるためには、選挙制度をはじめ、主権者教育について抜本的な見直しの必要な時期にあると考えられる。	いただいた御意見は、施策の実施段階で参考としてまいります。	B
19	第5章 施策の展開 基本目標Ⅱ 施策の方向性1 困難を有する子供・若者やその家族への支援	47	貧困、経済的困窮とされる世帯の青少年、ヤングケアラーとされる青少年らの放課後の余暇活動を充実させる取り組みを入れて欲しい。 こうした環境の子どもたちは、大人が想像する以上に自身の現実に悲観と刹那を抱えている状況が想像される。そうした心理的なケアをすの一環として、学校や家庭ではない場所(サードプレイス)となる子どもの居場所とされる場所が心理的安全が確保される場所となり、その場所を管理、運営するスタッフが日頃の悩みや今日あった出来事を屈託なく話せる環境を作ったり、遊びを通じた関係性の構築をしていく活動を推進、充実させる取り組みをしてほしい。	様々な困難を抱える子供・若者が安心できる居場所はさらに必要です。 現在、ヤングケアラーを対象としたオンライン相談や、子ども食堂などの子供の居場所の設置・支援、様々な体験活動の促進などに取り組んでおり、いただいた御意見を参考に、こうした取り組みを進めてまいります。	B

No.	分野	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
20	第5章 施策の展開 基本目標Ⅱ 施策の方向性1 (2) 障害等のある子供・若者への支援  (5) 特に配慮が必要な子供・若者の支援	48 50	対象とする青少年を絞った表現をしているが、理想は肢体や知的、精神、発達の障害を抱える青少年らや、異国のルーツを持つ青少年にも同様のことができることである。	子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現を基本理念として掲げ、取り組んでまいります。	B
21	第5章 施策の展開 基本目標Ⅱ 施策の方向性1 (3) 子供の貧困問題への対応	50	子供の貧困問題は、問題のある世帯全体を支援し解決に導いてゆく必要があるが、その一部が、子供の居場所づくりを推進することであると考え。よって対応策の冒頭は、「子ども食堂などの・・・居場所づくりを推進・・・」ではなく、子供の貧困問題解消に、なぜ居場所づくりが必要なのか、また、居場所づくりを推進することによりどんな効果が図られるのかを論じる必要があると考える。	御意見を踏まえ、居場所づくりの目的として、「子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく自分の夢や希望を実現できるよう」を追記しました。	A
22	基本目標Ⅲ 施策の方向性1 (1) 家庭、学校及び地域の連携の推進 ③地域全体で子供を育む環境づくり	57	子どもの居場所の安定的な運営、維持をするための支援をしてほしい。 子どもの居場所は「子どもがいつでも来れる」ために安定的な運営、維持が重要である。そのためには各種法人等が行っている基金の案内や、資金の協力をしたいという企業とのマッチング、運営、維持のために行う職員の有償化、行政からの委託事業として場所の運営、維持を行っていく団体の育成などの支援を展開してほしい。	子ども食堂などの子供の居場所に対する支援につきましては、子供の居場所の立ち上げと安定的な運営を支援する「子どもの居場所づくりアドバイザー」の派遣や、「子ども応援ネットワーク埼玉」によるポータルサイトの運営を通じた物資等の支援を行う企業・個人と、子供の居場所のマッチングを行っております。引き続き継続して取り組んでまいります。	B
23			子供の居場所は、子供の年齢・趣味・思考や求めているものなど、多種多様なニーズに合った居場所づくりが必要であると考え。 よって、「子ども食堂など」ではなく、「多種多様なニーズに合った居場所づくり」を連想させるような文言とした方が良いと考えます。	子供の居場所についての用語解説に、「地域の方々の創意工夫により、多様な形で展開されており」と追加することにより、様々な居場所があることを連想していただけるようにしました。	A
24	第3章 基本理念と基本目標 2 基本目標 (3) 基本目標Ⅲ 指標No.6  第5章 施策の展開 基本目標Ⅱ 施策の方向性1 (3) 子供の貧困問題への対応  基本目標Ⅲ 施策の方向性1 (1) 家庭、学校及び地域の連携の推進 ③地域全体で子供を育む環境づくり	37 50 57	子供の居場所の立ち上げと安定的な運営を支援する「子どもの居場所づくりアドバイザー」にはプレイパーク運営者も入っている。しかし、本プランの文面では、子どもの居場所としてプレイパークが含まれていると認識できない。 「子ども食堂など」に含める形ではなく、子ども食堂やプレイパークなどの・・・と、プレイパークも明記していただきたい。 また、『各地域で子供の居場所の立ち上げと安定的な運営を支援する』とあり、この点にとても期待している。数回アドバイザーを派遣しただけでは地域に根付くのは難しく、継続的にプレイパークづくりのバックアップ体制を県としても積極的に行っていただきたい。 プレイパークは誰もが気軽に立ち寄れる場所として公園で開催されることが多く、県の施策にプレイパーク事業の推進を入れていただくとプレイパークをやりたい県民が公園の利用許可申請をスムーズに行うことができ、県内各地にもっとプレイパークが増えていくと思う。現在、県内ではプレイパークが少しずつ増えてきているが、大宮第三公園プレイパークに上尾市や蓮田市など遠方から来られる親子連れもあり、まだ足りていないというのが実感である。子どもの足（徒歩や自転車）で来られる場所にあるのが子どもにとってより良く、開催地域が増えていくのが望ましい。ぜひとも県の施策にプレイパーク事業の推進と明記していただきたい。	子供の居場所の用語解説において、「家でも学校でもなく居場所と思えるような場所。代表的な居場所として、子ども食堂、無料塾、プレイパーク、多世代交流拠点等がある。子供の自己肯定感を育む場として、近年、注目されている。」と記載しております。 その他にも多くの子供の居場所活動があり、全てを併記することはできないため、代表的な子ども食堂のみ記載させていただきます	B
25			「子ども食堂など」ではなく、プレイパークも明記して欲しい。常設のプレイパークだけでなく不定期のプレイパークでさえも、不登校や学校での生きづらさを抱えている子どもや発達障害のある子ども、コロナ禍による生きづらさを感じている子どもの受け皿となっている。 子育て中の親にとっても居場所となっていることが多く、屋外の居場所として、公園よりもプレイパークを選んで遊びに来る人が一定数いる状況である。		B
26	第5章 施策の展開 基本目標Ⅱ 施策の方向性1 (5) 特に配慮が必要な子供・若者の支援	50	若者が将来的に埼玉県を担う世代として生命をつなぐために、自殺対策の取り組みを行う必要がある。 自治体への相談窓口は相談しづらい環境にあるため、各学校、各大学の相談、相談ダイヤル、LINEによる相談を受けやすい環境を作るべきである。また、若者の厳しい収入状況があることを踏まえて支援策を増やしてほしい。	若年層の自殺防止対策として、小学校4年生から高校生までの児童生徒を対象として、メッセージと相談窓口を記載したカードを配布するほか、若者に浸透しているSNSで自殺予防の啓発に取り組んでまいります。 また、SNSで相談を受けるほか、民間団体や関係機関との連携や活動費補助により、電話やチャットによる相談事業に取り組んでまいります。	B

No.	分野	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
27	第5章 施策の展開 基本目標Ⅱ 施策の方向性1 (6)課題の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実	52	全体にキレイごとを並べているだけ。 なぜ現在こういう状況になったかという、困っている当事者がどこに相談したらいいのかわからず、縦割り行政で各々キレイな目標だけ掲げて連携していなかったからである。 公園でも幼稚園でも学校でも、職場でも、SNSでもTVでもとにかく困った事があつたら、ここに相談すれば大丈夫という窓口を一つ作り大々的にPRし、そこが全権限を持ち、各所に行うべき支援を指示・進捗状況のチェックを行う体制を取らないと解決しない。困っている当事者に相談先を探させる状態は全く現実を見ていない。 また、周囲で気が付いた第三者が直ぐに相談できる事も大切な事である。 こども食堂やフードバンクに支援や連携等はお門違いで、そもそもそんな組織が存在する事は行政の怠慢である事をもっと自覚して欲しい。	相談先の充実については、基本目標Ⅱ-1(6)「課題の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実」の中で今後の課題として検討してまいります。	C
28	第5章 施策の展開 基本目標Ⅱ 施策の方向性2 (1)非行防止の取組の推進	54	「未成年者の喫煙・飲酒対策に取り組みます。」とあるのは、「20歳未満の者(又は青少年)の喫煙・飲酒対策に取り組みます。」とした方が適切だと思う。 その理由は、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法で20歳未満とあるからである。なお、本案67ページには、「20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組みます。」とあり適切なので、63ページについても同様の表現にしたらいと思う。	御意見のとおり、「20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組みます。」と修正しました。	A
29	第5章 施策の展開 基本目標Ⅲ 施策の方向性1 (1)家庭、学校及び地域の連携の推進 ②「チームとしての学校」と地域の連携・協働	56	学校応援団の活動がなかなか進まない要因としてボランティアの確保を各学校に任せている現状がある。自治会、PTA、生涯学習などの市民団体との連携が求められるが、それをコーディネートする人材の確保がもっとも課題と感じる。コーディネーターの育成、有償化を検討すべきと思う。	学校応援団の活動の充実の中で、コーディネーターの育成等を推進してまいります。	B
30	第5章 施策の展開 基本目標Ⅲ	56	地域の活動、福祉活動等に参加できる人口はこの10年程で激減している。年金の支給年齢が引き上げられ、政府は70歳までの雇用を義務づけようとしているため、60歳で定年退職してもほとんどの人が再雇用等で働き続ける。かつては、定年後の人たちが自治会や地域ボランティア、福祉活動等を担ってきたが、その年齢層がみんな仕事を持つようになり、地域の担い手がいなくなった。70歳を過ぎて地域デビューする人は少なく、民生児童委員も国政調査員もやってくれる人はいない。こうした状況を踏まえた上で地域力や人材の活用を考えていただきたい。	地域の担い手不足が深刻であるという御意見を踏まえて、取組を進めてまいります。	C
31	第5章 施策の展開 基本目標Ⅲ 施策の方向性1 (1)家庭、学校及び地域の連携の推進	56	日中の学校外での子どもたちの学び場への支援が更に必要である。人的時間的制限から、学校現場で現状の課題解決を進めるのは負担が大きいと考える。行政・学校・民間の学び場が連携すること、民間の力を活用していくことが重要であると考えます。 また、子どもの多様な学びの機会を保障する観点からも、子どもが学ぶ場所を選択できるようにしていくことが大事であると考えます。子どもの教育には大きな資金が必要となるが、特にフリースクール等で学ぶ子ども・家庭への金銭的・物質的負担はとて大きい。行政・学校・民間の学び場の連携を深めていくことが、学校現場の負担を軽減し、埼玉県の教育的課題の解決に繋がるものと考えます。	子供・若者の健やかな成長のためには、多様な担い手が連携・協働することが必要です。家庭、学校、企業、地域や民間団体など、多様な担い手による活動を推進してまいります。 いただいた御意見は、施策の実施段階で参考としてまいります。	C
32	第5章 施策の展開 基本目標Ⅲ 施策の方向性1 (3)インターネット対策の推進	59	特に乳幼児期の子どもに対するスマホ育児の危険性について、研究、啓発を早急に進めて欲しい。最も身近な大人がスマホ育児をすることで、大人との1対1の愛着形成が正常になされず、そのまま集団生活に移行することで不応を起こしている子どもが沢山いると考えられる。愛着障害の子どもは自己肯定感が低く、後に様々な生きづらさを抱えやすいと思われる。 スマホ育児は保護者の生活がギリギリで仕方なくそうになっている場合と、悪気なく便利だからと気軽に行っている場合とがある。後者の場合はスマホ育児の危険性について啓発していくことで防ぐことができると思う。	スマートフォンなどによるインターネット利用に関する危険性や保護者の役割についての啓発活動としてネットアドバイザーの派遣を行っております。 現在、乳幼児期については幼稚園、保育園や子育て支援センターへ派遣を行っております。引き続き乳幼児の保護者に対し、インターネットの適正利用について啓発してまいります。	B

No.	分野	頁	御意見の内容	県の考え方	反映状況
33	第5章 施策の展開 基本目標Ⅲ 施策の方向性2 (1) 分野横断的な支援人材の育成	61	地域活動として注目されている子ども食堂や子どもの居場所づくりに心を割いている若者・おじさん・おばさんたちの人的資源は大変貴重である。 そこで、「ソーシャル・ケース・リーダー（SCL）養成講座」を開いて、子どもたちを見守りたいと思っている地域の若者や定年退職した方々を募り、無償のボランティアを養成して地域で活動していただけたらどうか。	人材育成の手法について御意見をいただきました。施策の実施段階で参考としてまいります。	C
34	第5章 施策の展開 基本目標Ⅲ 施策の方向性2 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	61	いじめ、貧困問題、地域社会への取り組み等について、埼玉県各担当課での取り組み事例をホームページに掲載する必要がある。そして、家庭への支援だけでなく、学ぶ環境、子ども食堂等とのネットワークを充実することが大切である。 川越市では子ども食堂のネットワークを拡充している。どんな子ども食堂がネットワークに参加しているか示すことが重要である。 学ぶ環境に関する取り組み事例はないが、塾のような環境ではなく、勉強しやすく、くつろげる環境を整える必要がある。例えば、カフェの活用、廃校の利活用等の取り組み事例がある。 本プランには事例の掲載はないが、県内の市町村の取り組みを参考に今後の支援プランにつなげてほしい。	子供・若者の居場所の取組事例について、本県の市町村や他県の事例なども含めて情報発信してまいります。	B